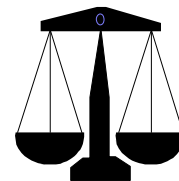




山田義仁税理士事務所通信 2007年1月号



事務所通信の目的
経営者にプラス思考を！
経営者に得意先分析力を！
経営者に正しい納税を！

役員給与の取扱いに関する質疑応答事例ができました!!

平成18年3月の改正で、役員報酬の大きな改正がありました。一番早く該当するお客様で、平成19年の3月・決算5月の申告分からとなります。

改正があっても、法律の内容に、現実の会社の動きに反する部分があったり、細かな対応の発表がなかったため、判断に迷うところがありましたが、平成18年12月に、質疑応答事例が国税庁のHPに公開されました。

国税庁 HP <http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/5394/01.pdf>
<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/5394/02.pdf>
<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/5126/5126.pdf>

今月は、役員報酬の取扱いのうち、お客様の身近な部分について、まとめてみたいと思います。

1. 定期同額給与の取扱い

(ア) 制度の概要

次の一定の場合には、定期同額給与として、法人税の計算上、費用となります。

1. 会計期間開始の日から3月を経過する日までに、給与の改定が行われた場合
2. 経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由により減額改訂がされた場合

(イ) 「著しい悪化」の定義は、まだはっきりしていません。去年より業績が悪いという程度では、「著しい悪化」とはならないようです。

(ウ) 役員の不祥事による一定期間の減額

条文を厳密に解釈すると(ア)の要件を満たしていないので、本来は、費用とはなりません。

しかし、企業慣行として定着していることなどから、一定の理由によるやむを得ないもので、かつ、その内容が、社会通念上相当であれば、引き続き定期同額に払っている給与として考えます。

(エ) というわけで、条文と、一般的な企業慣行のギャップは、まだまだありますので、今後もいろいろな条文、情報がでてくると思います。

2. 同族会社の役員給与の損金不算入制度の取扱い

(ア) 制度の概要

(ア) 「業務主宰役員関連者」が90%以上の株式・出資を有する場合

(イ) かつ、「業務主宰役員関連者」の総数が、「常務に従事する役員」の総数の半数を超える場合

(ウ) 基準所得が一定の金額を超える場合には、「業務主宰役員」の給与のうち、一定の金額が法人税の計算をするときに、費用にならないこととなります。

(イ) 「業務主宰役員」とは

(ア) 法人の業務を主宰している役員1人を指します。

(イ) 具体的には、会社法上の役員と、税法上のみなし役員のうち、会社の経営にもっとも中心的に関わっている役員となります。

(ウ) 必ずしも肩書きのみで判定するわけではなく、実質的な関わりにより判定することとなります。そのため、はっきりとした区別が付きません。

(ウ) 「常務に従事する役員」とは

(ア) 会社の経営に関する業務を役員として実質的に、日常的に遂行している役員をいいます。

(イ) 例えば、

代表取締役・・・当然に「常務に従事する役員」に該当

副社長、専務などの職制上の地位を有する役員・・・一般的に「常務に従事する役員」に該当

使用人兼務役員・・・単に取締役会のメンバーとして業務執行に関する意志決定に参画するだけでなく、会社経営に関する業務を実質的に、日常継続的に遂行している場合に、「常務に従事する役員」に該当

会計参与や監査役・・・「常務に従事する役員」に該当しない

(ウ) どちらにしても、該当するかどうかの判定は、はっきりした区別ができるわけではありません。

不明な点がございましたら、山田事務所にお尋ね下さい。



今月のポイント

1月の税務

- ・ 11月決算法人の確定申告
- ・ 5月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・ 2月8月決算法人の消費税中間申告
- ・ 源泉所得税の納付(1/10・1/22)
- ・ 償却資産税の申告(1/31)
- ・ 支払調書の提出(1/31)

2月の税務

- ・ 固定資産税第4期分の納付
- ・ 12月決算法人の確定申告
- ・ 6月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・ 3月9月決算法人の消費税中間申告

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください(03-3823-5539)